2026 年度　桜ヶ丘保育園重要事項説明書

## 1　施設運営主体

| | |
|---|---|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人　大森福祉会　桜ヶ丘保育園 |
| 代表者氏名 | 理事長　水谷　誠 |
| 法人の所在地 | 岐阜県可児市桜ヶ丘 3 丁目 124 番地 2 |
| 法人の電話番号 | 0574-56-0530 |

## 2　利用施設

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 施設の種類 | 保育所 | | | |
| 施設の名称 | 社会福祉法人　大森福祉会　桜ヶ丘保育園 | | | |
| 所在地 | 岐阜県可児市桜ヶ丘 3 丁目 124 番地 2 | | | |
| 電話番号 | 0574-56-0530 | | | |
| 管理者名 | 杉山　さつき | | | |
| 利用定員（認定区分別） | 0 歳児(3 号) | 1～2 歳児(3 号) | 3～5 歳児(2 号) | 計 |
| | 13 名 | 14 名 | 43 名 | 70 名 |
| 自己評価の概要 | 各月ごとに保育内容を見直し、年度終わりに各自で保育内容を評価・反省し、次年度へと引き継ぐ | | | |
| 第三者評価の概要 | 実施無し | | | |
| 職員への研修の実施状況 | 保育園外の研修は年間 20 回ほど参加し、食育やわらべ歌や障害児保育研修、保育心理士の研修に参加し資格も取り、保育の質の向上に努める | | | |
| 認可年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日 | | | |
| 事業所番号 | 2121451000170 | | | |

## 3　施設の目的・運営方針

| | |
|---|---|
| 保育目標 | ・友達と一緒に、仲良く元気いっぱい遊ぶことで身体と心を育てていく<br>・異年齢の関わりを多く持つことで、まわりの人への思いやりの心をもつ<br>・何事にも意欲的に取り組み、心から楽しむことで集中力を身につけていく<br>保育士や友達と関わっていく中で、社会性や心身の発達を培っていく。又、子どもたちの未来の為に、大切な乳幼児期を保護者の皆さんと共に寄り添っていく。 |

## 4　施設・設備等の概要

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 敷地 | 全体 | 294.30 ㎡ | | |
| | 園庭 | 691.60 ㎡ | | |
| 建物 | 構造 | 鉄筋コンクリート造<br>構造 | | |
| | 延べ面積 | 486.29 ㎡ | | |
| 施設の内容 | 乳児室･ほふく室<br>（0～2 歳） | 1 室 | 保育室 | 4 室 |
| | | | 遊戯室 | 0 室 |
| | 調理室 | 1 室 | 幼児用トイレ | 2 室 |
| | 調乳室 | 1 室 | 沐浴室 | 1 室 |
| 設備の種類 | 冷暖房、床暖房（乳児室）、プール（簡易式）、 | | | |
| その他 | 自動火災通報設備、防犯システム、非常通報システム | | | |

## 5　職員体制　　2025 年 4 月 1 日現在

| | 職員数 | うち常勤 | うち非常勤 |
|---|---|---|---|
| 園長 | 1 人 | 1 人 | 0 人 |
| 主任保育士 | 1 人 | 1 人 | 0 人 |
| 保育士 | 19 人 | 7 人 | 12 人 |
| 調理員 | 2 人 | 1 人 | 1 人 |
| 管理栄養士 | 1 人 | 1 人 | 0 人 |
| 事務員 | 1 人 | 0 人 | 1 人 |

## 6　保育を提供する日

| | |
|---|---|
| 開園日 | 月曜日から土曜日 |
| 開園時間 | 月～金曜日　：　午前 7 時から午後 7 時<br>土曜日　：　午前 7 時から午後 4 時 30 分 |
| 休園日 | 日曜日、祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日 |
| その他 | |

＊警報発令時の対応について　　別紙参照

＊感染症流行時の対応について　　別紙参照

## 7　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

| | | |
|---|---|---|
| 保育標準<br>時間認定 | 保育時間 | 午前 7 時から午後 6 時 |
| | 延長保育時間 | 午後 6 時から午後 7 時 |
| 保育短<br>時間認定 | 保育時間 | 午前 8 時から午後 4 時 |
| | 延長保育時間 | 午前 7 時から午前 8 時、午後 4 時から午後 7 時 |

＊上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

## ８　提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日　厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

また、障がいのある乳幼児の入園について相談を受けます。ただし、乳幼児の状況により受入れ出来ない場合もあります。

(1) 特定教育・保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

（２）その他

一時預かり保育…上のお子さんの参観日や保護者の方の通院時等、一時保育を希望されるとき、対応年齢のクラスで、園児と一緒に過ごします。

## ９　食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

自園調理

子どもたちにとって安全、安心な食事をという思いで、管理栄養士が園独自の献立を立て、コンソメや中華だし等、添加物を極力除き、鰹節、昆布、煮干しからだしを取り、食材の持ち味を生かした味付けで、美味しい給食を提供しております。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います（土曜日はお弁当）

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応していますが、お子さんのアレルギー内容によっては、除去食が出来ない場合もあります。

(4) その他衛生管理等

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月に１～２回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施しております。

## 10　利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

こどものための教育・保育給付認定を行った市町村が保育料を決定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

下表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については別途お知らせします。

①保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 2 号認定を受けたこどもに係る主食給食費（3 歳児クラス以上） | 月額 | 1，000 円 |
| 2 号認定を受けたこどもに係る副食費（3 歳児クラス以上） | 月額 | 5，000 円 |
| 月刊誌（3 歳児クラス以上） | 月額 | 500 円程度 |
| スポーツ振興センター共済掛け金 | | 240 円 |

*給食費（主食費・副食費）について

・令和元年 10 月 1 日より副食費も実費負担となります。給食費として 5400 円を園で集金させていただきます。

・継続して 6 日以上欠席し、前もって園に届けている場合、休んだ分の給食費（1 日 270 円）を後日減額して請求します。ただし、コロナやインフルエンザ等の感染症により欠席した場合は、減額いたしません。（令和５年４月１日施行）

・一定条件を満たす場合は、副食費が免除になります。対象者には、子どものための教育・保育給付認定を行った市町村から通知があります。

②延長保育に係る利用者負担

1 時間につき　200 円

## 11　利用の開始について

当園では、住所地の市町村の利用調整に基づき当園に入所決定された児童の保護者が、**本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。**

## 12　利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 市外に転出するとき

(4) 長期欠席するとき

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 13　嘱託医

(1) 内科

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医療機関の名称 | 桜ヶ丘診療所 | 医師名 | 牛込　裕代 |
| 所在地 | 可児市桜ケ丘 6 丁目 73-7 | 電話番号 | 64-1825 |

(2) 歯科

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医療機関の名称 | 田中歯科 | 医師名 | 田中　誠 |
| 所在地 | 可児市桜ヶ丘 6 丁目 7 番地 | 電話番号 | 64-0666 |

＊内科検診・歯科検診は上記の園医に委託しております。

## 14　緊急時の対応方法

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 15　非常災害時の対策

| | |
|---|---|
| 非常時の対応 | 別途定める、消防計画により対応します。 |
| 避難訓練 | 地震、火災、不審者遭遇を想定した避難訓練を月１回実施 |
| 防災設備 | 自動火災報知器、非常警報装置、誘導灯、ガス漏れ報知器、不審者用緊急ブザー |
| 避難場所 | 桜ヶ丘小学校 |

**その他**

緊急事態を想定して、警報発令時には保護者に、ルクミ―にてメール配信し、園児の引渡しをしております。

## 16　虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、年に１回職員に対して虐待防止研修を実施

不審な痣や怪我を発見した場合、市への連絡を義務づけられていますので、市役所に連絡をします。園児の怪我等は登園時に、職員にお知らせ下さい。

## 17　賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

| | |
|---|---|
| 保険会社(1) | 独立行政法人日本スポーツ振興センター |

＊詳しくは別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度への加入について」をご確認ください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 保険会社(2) | 東京海上日動火災保険会社 | | | |
| 保険の種類と給付される場合 | 【ほいくのほけん】<br>（保険金支払指針）　保育園の管理下で発生した保険金支払い額 5 万円以内の園児の負傷事故や園児の加害事故については、園に賠償責任があるものと判断し、保険金の支払い対象となる。 | | | |
| 保険金額 | 園賠償責任保険<br><br>追加被保険者特約 | （施設賠）対人 1 名・1 事故 10 億円　対物 1 事故 1,000 万円<br>（生産物賠）対人 1 名・1 事故・期間中 10 億円　対物 1 事故・期間中 1,000 万円<br>漏水事故補償　社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任：1,000 万円<br>免責金額：なし | | |
| | 初期対応費用特約 | ①　見舞金費用：1 名 10 万円程度（ただし園児死亡の場合 1 名 1,000 万円程度）<br>②　初期対応費用（見舞金費用含む）：1 事故 10 万円程度　免責金額：なし<br>③　①②共通　1 事故 1,000 万円限度 | | |
| | 特定感染症対応費用特約 | 1 事故/1 記名被保険者あたり期間中 20 万円　免責金額なし | | |
| | 管理財物補償特約 | 1 事故 100 万円　免責金額なし | | |
| | 人格権侵害補償特約 | 1 名 50 万円　1 事故・期間中 1,000 万円　免責金額なし | | |
| | 園児団体障害保険 | 死亡・後遺障害 | 入院保険金日額 | 通院保険金日額 |
| | | 230 万円 | 3,000 円 | 2,000 円 |

## 18　保育内容に関する相談・要望・苦情

| | | |
|---|---|---|
| 受付担当者 | 主任　藤田　妙子（2026 年度） | |
| 受付責任者 | 園長　杉山　さつき（2026 年度） | |
| 連絡先 | 電話　0574-56-0530　　FAX 0574-56-0531　　Email　hoikuen@ma.ctk.ne.jp | |
| 第三者委員 | 荒金　アサコ(元民生児童委員)<br>電話　0574-64-0233 | 佐合　千鶴子(元桜ヶ丘小学校校長)<br>電話　0574-26-6043 |
| | 白木　理恵子（民生児童委員）<br>電話　0574-64-3930 | |

※詳しくは別途配布する「苦情解決窓口の設置について」をご確認下さい。

## 19　個人情報の保護に関する基本方針

職員は、職務上知り得た秘密を洩らさないこと、退職後も同様に洩らさないことを遵守する誓約をしております。なお、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に、お子さんの状況等の情報を提供したり、連絡調整したりする場合があります。